

名家連ニュース

令和5年4月8日(土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.923号

❖ 障害保健福祉関係主管課長会議資料 ③ ❖

介護保険優先原則について

- ・ 介護保険優先原則の運用に係る考え方は、平成27年に事務連絡で留意事項を示している。
- ・ 適用関係通知で「障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしない」という考え方を示している。
- ・ しかしながら、市町村によって運用に差異があることから、65歳を超えた障害者が必要な支援を受けることができるよう、留意すべき具体例を示すことが必要である。
- ・ 具体的に示す内容については、障害者部会での議論や地方自治体の運用状況等も踏まえつつ、事務連絡の発出や関係会議での説明などの周知を推進していく。



共生型サービスの普及促進

- 共生型サービスは、平成30年度に「指定手続きの特例」が設けられた。この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、
- ・ 障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるようになる
 - ・ 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える
 - ・ 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進



223億円(212億円) ※デジタル庁計上分を含む

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

【一部新規】7.6億円(8.0億円) うち地域生活支援事業等7.0億円

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を実施する。

精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制

次ページに続きます

整備を行う。

ピアサポートの活用に係る事業

精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポートの活用を推進するための体制整備を行う。

アウトリーチ支援に係る事業

精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援を行い、支援対象者及びその家族等の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備を行う。



措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように制度の周知や人材育成などの必要な取組を実施する。

精神医療相談に係る事業

休日・夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため精神保健福祉センター、精神科救急情報センター、医療機関等に精神医療相談窓口を設置する。

医療連携体制の構築に係る事業

身体合併症を有する精神障害者や従来の治療では効果が乏しく、治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療が必要とされる難治性患者等の治療を実施するために、精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等、地域での支援体制の構築を行う。

入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業

(補助先)都道府県、指定都市 (補助率)1/2

入院者訪問支援事業【新規】

市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

(補助先)都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区 (補助率)1/2



第7期障害福祉計画等について

○ 次期障害福祉計画等の策定に向け、社会保障審議会障害者部会の議論を踏まえ、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に係る基本指針案のパブリックコメントを3月8日より行っている。

○ 基本指針の告示は、パブリックコメントを経て、こども家庭庁設置後の同年4月下旬以降を予定。各都道府県・市町村におかれては、このパブリックコメントでお示した改正後の基本指針案も参考にしながら、障害福祉計画等の作成について、あらかじめ検討を進めていただくようお願いする。